

令和 7 年度

第 1 回

徳島県最低賃金のあり方に関する検討小委員会

開催日 令和 7 年 6 月 27 日（金）

場 所 四国大学交流プラザ 5 階
 フォーラムホール

徳 島 労 働 局

次 第

1 労働基準部長あいさつ

2 議題

(1) 審議日程について

(2) 審議公開について

(3) 専門部会オブザーバーの取り扱いについて

(4) 造作材特定最低賃金審議の進め方について

(5) 実地視察について

(6) 付帯決議について

(7) 要請書等について

(8) その他

第1回 徳島県最低賃金に関するあり方検討小委員会
資料目次

資料番号・資料名

1	第55期徳島地方最低賃金審議会委員名簿	1
2	令和6年度徳島県最低賃金のあり方に関する検討小委員会委員名簿	2
3	令和6年度徳島地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会委員名簿	3
4	令和6年度徳島地方最低賃金審議会徳島県最低賃金専門部会委員名簿	4
5	徳島地方最低賃金審議会運営規程	5
6	徳島県最低賃金のあり方に関する検討小委員会運営規程	7
7	徳島地方最低賃金審議会専門部会運営規程	9
8	令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表	11
9	令和7年度最低賃金審議日程（案）	16
10	令和6年度最低賃金審議日程	17
11	最賃審議会に係る公開状況の推移（徳島）	18
12	令和6年度第1回徳島県最低賃金のあり方に関する検討小委員会議事要旨	19
13	徳島地方最低賃金審議会 実地視察状況	21
14	付帯決議（令和6年度）	22
15	要請書（全労連四国地区協議会）	23
16	要請書（JAL）	25

第55期 徳島地方最低賃金審議会委員名簿

令和7年4月1日

徳島労働局

区分	氏 名 (50音順)	現 職
公益代表	いなくら のりこ 稲倉 典子	四国大学経営情報学部准教授
	たけはら だいすけ 竹原 大輔	弁護士
	だんの さとこ 段野 聡子	徳島大学人と地域共創センター/教授
	むや よしたか 撫養 佳孝	一般社団法人徳島新聞社論説委員
	よねざわ かずみ 米澤 和美	徳島県社会保険労務士会顧問
労働者代表	かわぐち せいじ 川口 誠二	日本労働組合総連合会徳島県連合会事務局長
	たつみ あきひろ 辰巳 明宏	U Aゼンセン徳島県支部主任
	みき ゆうこ 三木 裕子	全国一般徳島地方労働組合書記長
	みなみ れいこ 南 礼子	日本労働組合総連合会徳島県連合会副事務局長
	よこい まい 横井 麻衣	パナソニックエナジー労働組合あわ支部書記長
使用者代表	あいはら りつこ 藍原 理津子	株式会社ネオビエント代表取締役会長
	あまの たえこ 天野 多栄子	有限会社天野鉄工所取締役
	ごとう かんじ 五島 寛治	大麻町商工会会長 有限会社ファイブセキュリティシステム代表取締役
	なかむら あきこ 中村 晃子	社会福祉法人健祥会常務理事
	わきた りょう 脇田 亮	徳島県経営者協会専務理事
任命年月日		令和7年4月1日

令和6年度徳島県最低賃金のあり方に関する

検討小委員会委員名簿

	氏 名	現 職
公益代表	いなくら のりこ 稲倉 典子	四国大学経営情報学部准教授
	だんの さとこ 段野 聡子	徳島大学人と地域共創センター/総合科学部教授
労働者代表	かわぐち せいじ 川口 誠二	日本労働組合総連合会徳島県連合会事務局長
	みなみ れいこ 南 礼子	日本労働組合総連合会徳島県連合会副事務局長
使用者代表	なかむら あきこ 中村 晃子	社会福祉法人健祥会常務理事
	わきた りょう 脇田 亮	徳島県経営者協会専務理事

令和6年4月1日現在

(各側 五十音順)

令和6年度徳島地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会委員名簿
(50音字順)

徳島労働局

区分	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	
	氏 名	現 職	氏 名	現 職
公益代表	○ はし むら りょう 端 村 亮	弁護士	いなくら のりこ 稲 倉 典 子	四国大学経営情報学部 准教授
	◎ む や よし たか 撫 養 佳 孝	一般社団法人徳島新聞社 論説委員	○ だん の さと こ 段 野 聡 子	徳島大学人と地域共創センター/総合科学部 教授
	よねざわ かず み 米 澤 和 美	徳島県社会保険労務士会 顧問	◎ はし むら りょう 端 村 亮	弁護士
労働者代表	かわぐち せい じ 川 口 誠 二	日本労働組合総連合会徳島県連合会 事務局長	き ど けい いちろう 木 戸 敬 一 朗	大真空労働組合 徳島支部 副支部長
	つじ やす はる 辻 康 晴	JAMジェイテクトシーリングテクノ労働組合 執行委員長	や とう とし ひろ 矢 藤 寿 浩	PHC労働組合徳島地区 地区執行委員長
	ほう の やす ひと 坊 野 靖 仁	ジェイテクト労働組合徳島支部 支部長	よ こ い ま い 横 井 麻 衣	パナソニックエナジー労働組合 あわ支部書記長
使用者代表	あまの た え こ 天 野 多 栄 子	有限会社天野鉄工所 取締役	く め とも ゆき 久 米 智 之	株式会社NDK 代表取締役
	もり まこと 森 誠	四国化工機株式会社 経営管理本部総務部長	こうのいけ よしかつ 鴻 池 義 勝	山菱電機株式会社 管理グループ課長
	わたなべ とし え 渡 辺 敏 江	西精工株式会社 総務部総務課労務係 主任	ご とう かん じ 五 島 寛 治	有限会社ファイブセキュリティシステム 代表取締役
任命年月日		令和6年7月30日		

備考: ◎部会長 ○部会長代理

令和6年度徳島地方最低賃金審議会
徳島県最低賃金専門部会委員名簿

徳島労働局

区分	氏 名 (50音字順)	現 職
公益代表	いなくら のりこ 稲倉 典子	四国大学経営情報学部准教授
	だんの さとこ 段野 聡子	徳島大学人と地域共創センター/総合科学部教授
	よねざわ かずみ 米澤 和美	徳島県社会保険労務士会顧問
オブザーバー委員	はしむら りょう 端村 亮	弁護士
	むや よしたか 撫養 佳孝	一般社団法人徳島新聞社生活文化部長
労働者代表	かがわ けんいち 賀川 健一	パナソニックエナジー労働組合徳島支部執行委員長
	かわぐち せいじ 川口 誠二	日本労働組合総連合会徳島県連合会事務局長
	みなみ れいこ 南 礼子	日本労働組合総連合会徳島県連合会副事務局長
使用者代表	ごとう かんじ 五島 寛治	大麻町商工会会長 有限会社ファイブセキュリティシステム代表取締役
	なかむら あきこ 中村 晃子	社会福祉法人健祥会常務理事
	わきた りょう 脇田 亮	徳島県経営者協会専務理事
任命年月日		令和6年7月23日

備考：オブザーバー委員は、議決権を有しない。

(各側 五十音順)

徳島地方最低賃金審議会運営規程

平成8年4月1日改正

平成10年4月1日改正

平成12年4月1日改正

平成13年4月1日改正

令和4年6月13日改正

令和5年6月15日改正

（規程の目的）

- 第1条 徳島地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規定の定めるところによる。

（会議の招集）

- 第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、徳島労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。
- 2 前項の規定により徳島労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の10日前までに、会長に通知しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、徳島労働局長に通知するものとする。

（小委員会）

- 第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

（委員の欠席）

- 第4条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

（会議）

- 第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
- 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

（会議の公開）

- 第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（議事録）

- 第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又

は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

4 前三項の規定は、小委員会等について準用する。

（意見及び建議の提出）

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書を徳島労働局長に提出するものとする。

（小委員会等）

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

（規程の改廃）

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

（施行期日）この規程は、昭和34年7月24日より施行する。

徳島県最低賃金のあり方に関する検討小委員会運営規程

(規程の目的)

第1条 徳島地方最低賃金審議会運営規程第3条の規定に基づく徳島地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議決により設けられた、徳島県最低賃金のあり方に関する検討小委員会（以下「小委員会」という。）の議事運営は、この規程の定めるところによる。

(小委員会の審議事項)

第2条 小委員会は、徳島県の最低賃金及び最低工賃の今後のあり方に関する検討審議を行う。

(小委員会の構成)

第3条 小委員会は、審議会委員である公益代表委員2名、労働者代表委員2名及び使用者代表委員2名をもって構成する。

2 小委員会には、委員長及び委員長代理を置く。委員長及び委員長代理は、公益代表委員の中から選任する。

3 委員長代理は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第4条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要と認めたとき委員長が招集する。

2 委員は、委員長に会議の開催を請求することができる。

3 前項の規定により委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに委員長に通知しなければならない。

4 委員長は、会議を招集しようとするときには、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、徳島労働局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第5条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を委員長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ委員長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議)

第6条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、委員長の許可を受けるものとする。

3 小委員会は、委員長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(議事の記録)

第7条 会議の議事については議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすお

それがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第8条 委員長は、会議の審議結果について、速やかに審議会に報告するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、徳島地方最低賃金審議会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成9年4月28日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成13年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年6月13日より施行する。

徳島地方最低賃金審議会専門部会運営規程

（規程の目的）

第1条 徳島地方最低賃金審議会最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（会議の招集）

- 第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、徳島労働局長又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。
- 2 前項の規定により、徳島労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
 - 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、徳島労働局長に通知するものとする。

（委員の欠席）

- 第3条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
 - 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。
 - 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

（会議）

- 第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
 - 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非

公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(議決の報告)

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、徳島地方最低賃金審議会に報告するものとする。

(議事、運営)

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和42年6月10日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成8年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成10年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成13年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年8月3日より施行する。

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

※令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(水)発効とするためには、8月5日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(金)		8月18日(月)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月2日(土)		8月18日(月)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月3日(日)		8月18日(月)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月4日(月)		8月19日(火)		8月29日(金)		9月28日(日)
8月5日(火)		8月20日(水)		9月1日(月)		10月1日(水)
8月6日(水)		8月21日(木)		9月2日(火)		10月2日(木)
8月7日(木)		8月22日(金)		9月3日(水)		10月3日(金)
8月8日(金)		8月25日(月)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月9日(土)		8月25日(月)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月10日(日)		8月25日(月)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月11日(月)		8月26日(火)		9月5日(金)		10月5日(日)
8月12日(火)		8月27日(水)		9月8日(月)		10月8日(水)
8月13日(水)		8月28日(木)		9月9日(火)		10月9日(木)
8月14日(木)		8月29日(金)		9月10日(水)		10月10日(金)
8月15日(金)		9月1日(月)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月16日(土)		9月1日(月)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月17日(日)		9月1日(月)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月18日(月)		9月2日(火)		9月12日(金)		10月12日(日)
8月19日(火)		9月3日(水)		9月16日(火)		10月16日(木)
8月20日(水)		9月4日(木)		9月17日(水)		10月17日(金)
8月21日(木)		9月5日(金)		9月18日(木)		10月18日(土)
8月22日(金)		9月8日(月)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月23日(土)		9月8日(月)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月24日(日)		9月8日(月)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月25日(月)		9月9日(火)		9月22日(月)		10月22日(水)
8月26日(火)		9月10日(水)		9月24日(水)		10月24日(金)
8月27日(水)		9月11日(木)		9月25日(木)		10月25日(土)
8月28日(木)		9月12日(金)		9月26日(金)		10月26日(日)
8月29日(金)		9月16日(火)		9月29日(月)		10月29日(水)
8月30日(土)		9月16日(火)		9月29日(月)		10月29日(水)
8月31日(日)		9月16日(火)		9月29日(月)		10月29日(水)
9月1日(月)		9月16日(火)		9月29日(月)		10月29日(水)
9月2日(火)		9月17日(水)		9月30日(火)		10月30日(木)

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

※令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(水)発効とするためには、8月5日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月3日(水)		9月18日(木)		10月1日(水)		10月31日(金)
9月4日(木)		9月19日(金)		10月2日(木)		11月1日(土)
9月5日(金)		9月22日(月)		10月3日(金)		11月2日(日)
9月6日(土)		9月22日(月)		10月3日(金)		11月2日(日)
9月7日(日)		9月22日(月)		10月3日(金)		11月2日(日)
9月8日(月)		9月24日(水)		10月6日(月)		11月5日(水)
9月9日(火)		9月24日(水)		10月6日(月)		11月5日(水)
9月10日(水)		9月25日(木)		10月7日(火)		11月6日(木)
9月11日(木)		9月26日(金)		10月8日(水)		11月7日(金)
9月12日(金)		9月29日(月)		10月9日(木)		11月8日(土)
9月13日(土)		9月29日(月)		10月9日(木)		11月8日(土)
9月14日(日)		9月29日(月)		10月9日(木)		11月8日(土)
9月15日(月)		9月30日(火)		10月10日(金)		11月9日(日)
9月16日(火)		10月1日(水)		10月14日(火)		11月13日(木)
9月17日(水)		10月2日(木)		10月15日(水)		11月14日(金)
9月18日(木)		10月3日(金)		10月16日(木)		11月15日(土)
9月19日(金)		10月6日(月)		10月17日(金)		11月16日(日)
9月20日(土)		10月6日(月)		10月17日(金)		11月16日(日)
9月21日(日)		10月6日(月)		10月17日(金)		11月16日(日)
9月22日(月)		10月7日(火)		10月20日(月)		11月19日(水)
9月23日(火)		10月8日(水)		10月21日(火)		11月20日(木)
9月24日(水)		10月9日(木)		10月22日(水)		11月21日(金)
9月25日(木)		10月10日(金)		10月23日(木)		11月22日(土)
9月26日(金)		10月14日(火)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月27日(土)		10月14日(火)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月28日(日)		10月14日(火)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月29日(月)		10月14日(火)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月30日(火)		10月15日(水)		10月27日(月)		11月26日(水)
10月1日(水)		10月16日(木)		10月28日(火)		11月27日(木)
10月2日(木)		10月17日(金)		10月29日(水)		11月28日(金)
10月3日(金)		10月20日(月)		10月30日(木)		11月29日(土)
10月4日(土)		10月20日(月)		10月30日(木)		11月29日(土)
10月5日(日)		10月20日(月)		10月30日(木)		11月29日(土)
10月6日(月)		10月21日(火)		10月31日(金)		11月30日(日)
10月7日(火)		10月22日(水)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月8日(水)		10月23日(木)		11月5日(水)		12月5日(金)
10月9日(木)		10月24日(金)		11月6日(木)		12月6日(土)
10月10日(金)		10月27日(月)		11月7日(金)		12月7日(日)
10月11日(土)		10月27日(月)		11月7日(金)		12月7日(日)
10月12日(日)		10月27日(月)		11月7日(金)		12月7日(日)

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(日)発効とするためには、10月2日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月1日(月)		9月16日(火)		10月1日(水)		10月31日(金)
9月2日(火)		9月17日(水)		10月2日(木)		11月1日(土)
9月3日(水)		9月18日(木)		10月3日(金)		11月2日(日)
9月4日(木)		9月19日(金)		10月6日(月)		11月5日(水)
9月5日(金)		9月22日(月)		10月7日(火)		11月6日(木)
9月6日(土)		9月22日(月)		10月7日(火)		11月6日(木)
9月7日(日)		9月22日(月)		10月7日(火)		11月6日(木)
9月8日(月)		9月24日(水)		10月8日(水)		11月7日(金)
9月9日(火)		9月24日(水)		10月8日(水)		11月7日(金)
9月10日(水)		9月25日(木)		10月9日(木)		11月8日(土)
9月11日(木)		9月26日(金)		10月10日(金)		11月9日(日)
9月12日(金)		9月29日(月)		10月14日(火)		11月13日(木)
9月13日(土)		9月29日(月)		10月14日(火)		11月13日(木)
9月14日(日)		9月29日(月)		10月14日(火)		11月13日(木)
9月15日(月)		9月30日(火)		10月15日(水)		11月14日(金)
9月16日(火)		10月1日(水)		10月16日(木)		11月15日(土)
9月17日(水)		10月2日(木)		10月17日(金)		11月16日(日)
9月18日(木)		10月3日(金)		10月20日(月)		11月19日(水)
9月19日(金)		10月6日(月)		10月21日(火)		11月20日(木)
9月20日(土)		10月6日(月)		10月21日(火)		11月20日(木)
9月21日(日)		10月6日(月)		10月21日(火)		11月20日(木)
9月22日(月)		10月7日(火)		10月22日(水)		11月21日(金)
9月23日(火)		10月8日(水)		10月23日(木)		11月22日(土)
9月24日(水)		10月9日(木)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月25日(木)		10月10日(金)		10月27日(月)		11月26日(水)
9月26日(金)		10月14日(火)		10月28日(火)		11月27日(木)
9月27日(土)		10月14日(火)		10月28日(火)		11月27日(木)
9月28日(日)		10月14日(火)		10月28日(火)		11月27日(木)
9月29日(月)		10月14日(火)		10月28日(火)		11月27日(木)
9月30日(火)		10月15日(水)		10月29日(水)		11月28日(金)
10月1日(水)		10月16日(木)		10月30日(木)		11月29日(土)
10月2日(木)		10月17日(金)		10月31日(金)		11月30日(日)
10月3日(金)		10月20日(月)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月4日(土)		10月20日(月)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月5日(日)		10月20日(月)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月6日(月)		10月21日(火)		11月5日(水)		12月5日(金)
10月7日(火)		10月22日(水)		11月6日(木)		12月6日(土)
10月8日(水)		10月23日(木)		11月7日(金)		12月7日(日)
10月9日(木)		10月24日(金)		11月10日(月)		12月10日(水)

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(日)発効とするためには、10月2日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月10日(金)		10月27日(月)		11月11日(火)		12月11日(木)
10月11日(土)		10月27日(月)		11月11日(火)		12月11日(木)
10月12日(日)		10月27日(月)		11月11日(火)		12月11日(木)
10月13日(月)		10月28日(火)		11月12日(水)		12月12日(金)
10月14日(火)		10月29日(水)		11月13日(木)		12月13日(土)
10月15日(水)		10月30日(木)		11月14日(金)		12月14日(日)
10月16日(木)		10月31日(金)		11月17日(月)		12月17日(水)
10月17日(金)		11月4日(火)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月18日(土)		11月4日(火)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月19日(日)		11月4日(火)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月20日(月)		11月4日(火)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月21日(火)		11月5日(水)		11月19日(水)		12月19日(金)
10月22日(水)		11月6日(木)		11月20日(木)		12月20日(土)
10月23日(木)		11月7日(金)		11月21日(金)		12月21日(日)
10月24日(金)		11月10日(月)		11月25日(火)		12月25日(木)
10月25日(土)		11月10日(月)		11月25日(火)		12月25日(木)
10月26日(日)		11月10日(月)		11月25日(火)		12月25日(木)
10月27日(月)		11月11日(火)		11月26日(水)		12月26日(金)
10月28日(火)		11月12日(水)		11月27日(木)		12月27日(土)
10月29日(水)		11月13日(木)		11月28日(金)		12月28日(日)
10月30日(木)		11月14日(金)		12月1日(月)		12月31日(水)
10月31日(金)		11月17日(月)		12月2日(火)		1月1日(木)
11月1日(土)		11月17日(月)		12月2日(火)		1月1日(木)
11月2日(日)		11月17日(月)		12月2日(火)		1月1日(木)
11月3日(月)		11月18日(火)		12月3日(水)		1月2日(金)
11月4日(火)		11月19日(水)		12月4日(木)		1月3日(土)
11月5日(水)		11月20日(木)		12月5日(金)		1月4日(日)
11月6日(木)		11月21日(金)		12月8日(月)		1月7日(水)
11月7日(金)		11月25日(火)		12月9日(火)		1月8日(木)
11月8日(土)		11月25日(火)		12月9日(火)		1月8日(木)
11月9日(日)		11月25日(火)		12月9日(火)		1月8日(木)
11月10日(月)		11月25日(火)		12月9日(火)		1月8日(木)
11月11日(火)		11月26日(水)		12月10日(水)		1月9日(金)
11月12日(水)		11月27日(木)		12月11日(木)		1月10日(土)
11月13日(木)		11月28日(金)		12月12日(金)		1月11日(日)
11月14日(金)		12月1日(月)		12月15日(月)		1月14日(水)
11月15日(土)		12月1日(月)		12月15日(月)		1月14日(水)
11月16日(日)		12月1日(月)		12月15日(月)		1月14日(水)
11月17日(月)		12月2日(火)		12月16日(火)		1月15日(木)
11月18日(火)		12月3日(水)		12月17日(水)		1月16日(金)
11月19日(水)		12月4日(木)		12月18日(木)		1月17日(土)

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(日)発効とするためには、10月2日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
11月20日(木)		12月5日(金)		12月19日(金)		1月18日(日)
11月21日(金)		12月8日(月)		12月22日(月)		1月21日(水)
11月22日(土)		12月8日(月)		12月22日(月)		1月21日(水)
11月23日(日)		12月8日(月)		12月22日(月)		1月21日(水)
11月24日(月)		12月9日(火)		12月23日(火)		1月22日(木)
11月25日(火)		12月10日(水)		12月24日(水)		1月23日(金)
11月26日(水)		12月11日(木)		12月25日(木)		1月24日(土)
11月27日(木)		12月12日(金)		12月26日(金)		1月25日(日)
11月28日(金)		12月15日(月)		1月5日(月)		2月4日(水)
11月29日(土)		12月15日(月)		1月5日(月)		2月4日(水)
11月30日(日)		12月15日(月)		1月5日(月)		2月4日(水)
12月1日(月)		12月16日(火)		1月6日(火)		2月5日(木)
12月2日(火)		12月17日(水)		1月7日(水)		2月6日(金)
12月3日(水)		12月18日(木)		1月8日(木)		2月7日(土)
12月4日(木)		12月19日(金)		1月9日(金)		2月8日(日)
12月5日(金)		12月22日(月)		1月13日(火)		2月12日(木)
12月6日(土)		12月22日(月)		1月13日(火)		2月12日(木)
12月7日(日)		12月22日(月)		1月13日(火)		2月12日(木)
12月8日(月)		12月23日(火)		1月14日(水)		2月13日(金)
12月9日(火)		12月24日(水)		1月15日(木)		2月14日(土)
12月10日(水)		12月25日(木)		1月16日(金)		2月15日(日)
12月11日(木)		12月26日(金)		1月19日(月)		2月18日(水)
12月12日(金)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月13日(土)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月14日(日)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月15日(月)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月16日(火)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月17日(水)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月18日(木)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月19日(金)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月20日(土)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月21日(日)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月22日(月)		1月6日(火)		1月21日(水)		2月20日(金)
12月23日(火)		1月7日(水)		1月22日(木)		2月21日(土)
12月24日(水)		1月8日(木)		1月23日(金)		2月22日(日)
12月25日(木)		1月9日(金)		1月26日(月)		2月25日(水)
12月26日(金)		1月13日(火)		1月27日(火)		2月26日(木)
12月27日(土)		1月13日(火)		1月27日(火)		2月26日(木)
12月28日(日)		1月13日(火)		1月27日(火)		2月26日(木)
12月29日(月)		1月13日(火)		1月27日(火)		2月26日(木)
12月30日(火)		1月14日(水)		1月28日(水)		2月27日(金)
12月31日(水)		1月15日(木)		1月29日(木)		2月28日(土)

令和7年度 最低賃金審議日程(案)

日付		本審	本審以外	特定最賃	公示等
1月					特定最低賃金、適用事業者数、労働者数確定
3月				特定最低賃金改正の意向表明受付	
6/6	金		公益委員会議(公益委員の役割検討、検討事項確認)		
6/27	金	第1回本審 (9:30～四国大学交流プラザ) 会長・会長代理選出、日程調整	第1回あり方検討小委員会 (10:30～四国大学交流プラザ) 公開に関する検討、実地視察検討		
6月				特定最低賃金改正の申出書受付	
7月中旬		中賃諮問予定			
7/17	木	第2回本審 (10:00～四国大学交流プラザ) 県最賃諮問、特定最賃必要性諮問			専門委員推薦公示、意見聴取の公示、特定最賃専門部会推薦公示
7月下旬		中賃目安答申予定			
7/31	木	第3回本審(9:30～) 中賃目安答申伝達、聴取意見伝達	第1回県最賃専門部会(本審終了後) 部会長・部会長代理選出、金額審議		
8/1	金		第2回県最賃専門部会(13:30～) 金額審議、部会報告		
8/4	月	第4回本審(専門部会終了後) 県最賃答申	第3回県最賃専門部会(10:00～) 金額審議、部会報告		地賃要旨公示(異議)
8/19	火				異議申出締切日
8/21	木	第5回本審(14:30～) 県最賃異議審 特賃必要性答申、特賃金額改正諮問		第1回特定最賃合同専門部会(13:30～) 必要性審議、答申、審議日程調整	特賃意見聴取の公示
8/22	金				
8/28	木				
8/29	金				
9/1	月				県最賃 官報公示
9月	下旬			実地視察(特定最賃(電機)事業場)	
9～10月				第2～3回 特定最賃 専門部会 金額審議	要旨公示(異議)
10/1	水				県最賃 発効予定日
10/23	木			第4回 特定最賃 専門部会 金額審議、答申	要旨公示(異議)
11/7	金				異議申出締切日(特定最賃)
11/21					官報公示(特定最賃)
12月		第6回本審		第2回特定最賃合同専門部会	
12/21	日				特定最賃 発効予定日

令和6年度 最低賃金審議日程

日付		本審	本審以外	特定最賃	公示等	備考
1月					特定最低賃金、適用事業者数、労働者数確定	
3月				特定最低賃金改正の意向表明受付		
5月			公益委員会議(公益委員の役割検討、検討事項確認)			
6月			第1回あり方検討小委員会審議方法、実地視察検討	特定最低賃金改正の申出書受付		6/25 中賃諮問
7/5	金	第1回本審 県最賃諮問、特定最賃必要性諮問			専門委員推薦公示、意見聴取の公示、特定最賃専門部会推薦公示	
7月中旬			実地視察(県最賃事業場)			
8/1	木	第2回本審 目安答申伝達、意見	第1回県最賃専門部会金額審議			
8/2	金		第2回県最賃専門部会金額審議、部会報告			
8/5	月					
8/9	金	第3回本審 県最賃答申	第3回県最賃専門部会金額審議、部会報告		要旨公示(異議)	
8/20	火				異議申出締切日	
8/21	水	第4回本審 特賃必要性答申、特賃金額改正諮問		第1回特定最賃合同専門部会 必要性審議、答申、審議日程調整	特賃意見聴取の公示	
8/27	火	第5回本審 異議答申				
9月					県最賃 官報公示	
9～10月				第2～4回 特定最賃 専門部会 金額審議、答申	要旨公示(異議)	
10/1	火				県最賃 発効予定日	
10月					異議申出締切日(特定最賃)	
11月					官報公示(特定最賃)	
12月		第5回本審		第2回特定最賃合同専門部会		
12/21	土				特定最賃 発効予定日	

最賃審議会に係る公開状況の推移（徳島）

	徳島県最低賃金のあり方に 関する検討小委員会			本審			徳島県最低賃金専門部会						特定（産業別）最低賃金専門部会					
							三者協議			二者協議			三者協議			二者協議		
令和6年度	傍聴	議事録	議事要旨	傍聴	議事録	議事要旨	傍聴	議事録	議事要旨	傍聴	議事録	議事要旨	傍聴	議事録	議事要旨	傍聴	議事録	議事要旨
	×	○	○	○ （一部除く）	○ （一部除く）	○	×	○ （一部除く）	○	×	×	×	×	○ （一部除く）	○	×	×	×
	傍聴　：不可 議事録：公開			傍聴　：特質専門部会との合同開催の回は傍聴不可。 議事録：特質専門部会との合同開催の回も公開　発言者氏名のみ非公開（公労使の別は公開）。			傍聴　：１回目のみ可 議事録：公開（発言者氏名のみ非公開（公労使の別は公開）。）。			傍聴　：不可 議事録　：作成しない 議事要旨：作成しない			傍聴　：不可 議事録：公開（発言者氏名のみ非公開（公労使の別は公開）。）。			傍聴　：不可 議事録　：作成しない 議事要旨：作成しない		
令和5年度	傍聴	議事録	議事要旨	傍聴	議事録	議事要旨	傍聴	議事録	議事要旨	傍聴	議事録	議事要旨	傍聴	議事録	議事要旨	傍聴	議事録	議事要旨
	×	×	○	○ （一部除く）	○ （一部除く）	○	×	×	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×
	傍聴　：不可 議事録：作成するが非公開			傍聴　：特質専門部会との合同開催の回は傍聴不可。 議事録：特質専門部会との合同開催の回は作成するが非公開。			傍聴　：１回目のみ可 議事録：作成し１回目のみ公開			傍聴　：不可 議事録　：作成しない 議事要旨：作成しない			傍聴　：不可 議事録：作成するが非公開			傍聴　：不可 議事録　：作成しない 議事要旨：作成しない		
令和4年度	傍聴	議事録	議事要旨	傍聴	議事録	議事要旨	傍聴	議事録	議事要旨	傍聴	議事録	議事要旨	傍聴	議事録	議事要旨	傍聴	議事録	議事要旨
	×	×	○	○ （一部除く）	○ （一部除く）	○	×	×	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×
	傍聴　：不可 議事録：作成するが非公開			傍聴　：特質専門部会との合同開催の回は傍聴不可。 議事録：特質専門部会との合同開催の回は作成するが非公開。			傍聴　：不可 議事録：作成するが非公開			傍聴　：不可 議事録　：作成しない 議事要旨：作成しない			傍聴　：不可 議事録：作成するが非公開			傍聴　：不可 議事録　：作成しない 議事要旨：作成しない		
令和3年度	傍聴	議事録	議事要旨	傍聴	議事録	議事要旨	傍聴	議事録	議事要旨	傍聴	議事録	議事要旨	傍聴	議事録	議事要旨	傍聴	議事録	議事要旨
	×	×	○	○ （一部除く）	○ （一部除く）	○	×	×	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×
	傍聴　：不可 議事録：作成するが非公開			傍聴　：特質専門部会との合同開催の回は傍聴不可。 議事録：特質専門部会との合同開催の回は作成するが非公開。			傍聴　：不可 議事録：作成するが非公開			傍聴　：不可 議事録　：作成しない 議事要旨：作成しない			傍聴　：不可 議事録：作成するが非公開			傍聴　：不可 議事録　：作成しない 議事要旨：作成しない		

令和6年度第1回
徳島県最低賃金のあり方に関する検討小委員会
議事要旨

1 開催日時、場所

日時 令和6年6月21日（金）午前10時34分～午前12時00分

場所 徳島労働局4階会議室（徳島市徳島町城内6-6）

2 出席者

（公益委員） 段野委員 稲倉委員

（労側委員） 川口委員 南委員

（使側委員） 脇田委員 中村委員

3 議事要旨

- （1）徳島県最低賃金（以下「地賃」という。）及び同県特定最低賃金（以下「特賃」という。）の審議日程を次のとおりとする。

第1回本審	7月5日（金）	午後1時30分
第2回本審（目安伝達）	8月1日（木）	午後1時30分
第1回地賃専門部会	8月1日（木）	午後3時00分
第2回地賃専門部会	8月2日（金）	午後1時30分
第3回地賃専門部会	8月9日（金）	午後3時00分
第3回本審（地賃答申）	8月9日（金）	午後4時00分
特賃合同専門部会	8月21日（水）	午後1時30分
第4回本審（特賃金額諮問）	8月21日（水）	午後4時00分
第5回本審（異議審）	8月27日（火）	午前11時00分

- （2）地賃専門部会について、第1回は昨年度と同様、会議を公開するとともに議事録を公開する。第2回目以降は会議を非公開とするが、今年度から新たに議事録を公開する。その際、発言者氏名は非公開（公労使の別は公開）とする。議事録公開までは議事要旨を公開する。

- （3）特賃専門部会について、会議を非公開とするが、今年度から新たに議事録を公開する。その際、発言者氏名は非公開（公労使の別は公開）とする。議事録公開までは議事要旨を公開する。特賃専門部会と合同で開催する本審についても同様とする。

- （4）地賃専門部会には、9名の専門部会委員のほか、同委員でない公益委員2名もオブザーバー委員として参加する。

- （5）造作材・合板・建築用組立材料製造業特定最低賃金改正の申し出がないことから、必要性審議は行わない。また、今年度は廃止の議論を行わない。

- （6）地賃対象業種の企業に対し実地視察を行う。

- （7）審議会の申し合わせ事項として、

・地賃及び特賃の専門部会で全会一致となった場合、最低賃金審議会令第

6 条第 5 項の規定を適用するが、地賃の答申は、地賃専門部会終了後、引き続き開催する本審において行う

- ・ 本審及び特賃専門部会を同日開催し、審議を効率化すること

の 2 点を確認した。

(8) 付帯決議を議論する場を本審及び地賃専門部会の後で設け、付帯決議を検討し、答申時、あるいは異議審の際の答申に併せて付帯決議を出す。

(9) 要請書等は、第 2 回本審の資料として議事に入れる。

4 次回開催

第 1 回本審 7 月 5 日 (金) 午後 1 時半から (あわぎんホール)

徳島地方最低賃金審議会実地視察状況（平成10年～）

実施年	事業場名	所在地	労働者数	業種	実施日	備考
10年				食料品製造業	7月14日	
				繊維製品製造業	7月14日	
				繊維製品製造業	9月21日	繊維
				一般機械器具製造業	10月5日	機械
				電子機器用・通信機器用部品製造業	10月5日	電気
				造作材・合板・建築用組立材料製造業	10月9日	造作材
11年				繊維製品製造業（足袋）	7月19日	
				食料品製造業（和菓子）	7月19日	
				紡績業	9月27日	繊維
				造作材・合板・建築用組立材料製造業	10月4日	造作材
				一般機械器具製造業	10月5日	機械
				電気機械器具製造業	10月5日	電気
12年				家具・装備品製造業（仏壇）	7月19日	
				食料品製造業（味噌）	7月19日	
				造作材・合板・建築用組立材料製造業	10月3日	造作材
				電気機械器具製造業	10月5日	電気
				一般機械器具製造業	10月6日	機械
				紡績業	10月12日	繊維
13年				印刷業	7月17日	
				その他の製造業（スポーツ用具・バイク用具）	7月17日	
				紡績業	9月21日	繊維
				電気機械器具製造業	9月27日	電気
				造作材・合板・建築用組立材料製造	9月28日	造作材
				一般機械器具製造業	9月28日	機械
14年				食料品製造業	7月25日	
				縫製業（婦人服、子供服製造業）	7月25日	
				紡績業	9月25日	繊維
				電気機械器具製造業	9月25日	電気
	造作材・合板・建築用組立材料製造	9月26日	造作材			
	一般機械器具製造業	9月26日	機械			
15年	飲食料品小売業（洋菓子製造・販売）	7月22日				
	窯業・土石製品製造業（研磨材）	7月22日				
	織物業	9月24日	繊維			
	電気機械器具製造業	9月24日	電気			
	造作材・合板・建築用組立材料製造	9月25日	造作材			
	一般機械器具製造業	9月25日	機械			
16年	蜂蜜、清涼飲料品製造業	7月23日				
	一般機械器具製造業(ベアリング加工)	7月23日	機械			
17年	即席めん、生タイプ即席麺の製造販売	7月14日				
18年	造作材・合板・建築用組立材料製造業	9月28日	造作材			
19年	を予定していたが、目安答申が遅れたため、実地視察中止					
20年	改正最低賃金法施行（7月1日）後の諮問となったため、日程が確保できず中止					
21年				足袋製造業	7月23日	
22年				機械設計・制作及び工具販売業	9月27日	機械
23年				硝子製ボトル等製造業	7月26日	
24年				LED製品製造業	9月26日	電気
25年				繊維工業	7月19日	
26年				造作材・合板・建築用組立材料製造業	9月16日	造作材
27年				繊維工業	7月16日	
28年				一般機械器具製造業(ベアリング加工)	9月26日	機械
29年				ビルメンテナンス業	7月25日	
30年				業務用電池製造業	9月25日	電機
元年				道路貨物運送業	7月29日	
	令和2～4年 新型コロナウイルス感染症の影響により中止					
5年				カム設計、製造	9月12日	機械
6年				建設機械リース	7月24日	

付帯決議

徳島地方最低賃金審議会では、徳島県最低賃金の改正に当たり最低賃金の引上げにより中小企業・小規模事業者が受ける経営への影響が懸念されることから、政府及び徳島県に対し、下記について要望する。

記

- 1 最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者が、今後とも業と雇用を守ることができるよう、業務改善助成金その他の賃金引上げに関する助成金（以下「助成金等」という。）に関し、以下の取組を実施すること。
 - （１）厚生労働省
 - ・より多くの企業が、助成金等を利用できるよう、要件緩和を含む制度の拡充
 - （２）徳島労働局
 - ・助成金等の審査の迅速化、審査内容の簡素化等の運用改善及び申請手続の支援強化
 - ・助成金等の対象となる設備投資の具体的事例や、助成金等を含む賃金引上げ関連施策全般に係る周知の徹底
 - （３）徳島県
 - ・企業等が賃上げを実施した際その経費の一部を補填する支援金の創設や賃上げ応援サポート事業等支援策の充実強化
 - ・助成金等を始めとした賃金引上げ関連施策に係る周知への協力
- 2 中小企業・小規模事業者が労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を適切に価格に転嫁できるよう、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化パッケージ」に基づく各種施策について、強力に取組を進めること。

加えて、以下の取組について、その実施を強く要望するとともに、とりわけ二点目については、地方公共団体においても必要な施策を講ずるよう特に強く要望する。

 - ・下請Gメン等の活用による下請法の執行強化
 - ・「令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の確実な実施
 - ・公的価格制度の対象となる事業に従事する労働者の賃金引上げに係る支援策の強化
 - ・製造業等における原材料の輸送費の高騰を抑制するための、本州四国連絡道路の海上部通行料金に係る引下げ又は支援策の実施
- 3 人手不足の深刻化に対応するため、厚生労働省及び徳島労働局は、以下の取組を実施すること。
 - ・ハローワークにおける求職者と企業のマッチング機能の強化、利便性の向上等による人材確保の推進
 - ・いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことを可能とするキャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」の申請手続の簡素化及び分かりやすいパンフレットの作成等による周知の強化

2025年 5月19日

徳島労働局 局長 亀井 崇 殿
徳島地方最低賃金審議会 会長 殿

全労連 四国地区協議
議長 十河 浩二

要 請 書

貴職におかれましては、労働者の生活の安定、地域経済の健全な発展のため尽力されていることに敬意を表します。

日本の最低賃金は、2024年の改定によって加重平均1055円となりました。しかし、世界ではコロナの感染拡大が始まった2020年以降、最低賃金の引き上げによる内需拡大をすすめ、米ワシントン2400円、オーストラリア2395円、ドイツ2088円など、欧米ではすでに最低賃金(円換算)で2000円台に到達しています。日本の2024年最低賃金改定は、過去最高の引き上げとなりましたが、徳島県で980円、香川県970円、愛媛県956円、高知県952円という低さにとどまっているのが実態です。

石破首相は、「2020年代には平均1500円」を政府目標として示しましたが、急激な物価高騰のなか、最低賃金近傍で働く労働者から「これでは暮らしていけない」と悲鳴が上がっています。物価高騰を上回り、生活改善が実感できるよう、大幅に引き上げることは喫緊の課題です。また、現在の地域別最低賃金制では、最高額の東京(1163円)と最低額の秋田(951円)との差は212円もあり、地方から都市圏へ人口流出し地域経済が疲弊していく要因の1つとなっています。全労連が全国27の都道府県で取り組んだ「最低生計費試算調査」によると、必要な生計費は時間額で1500円以上(月150時間)、直近の調査では1700円必要との結果が出ています。

私たちは、最低賃金の地域間格差を解消するために、全国一律最低賃金制を求めています。現行法は、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなります。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められています。このように地域別制度は、引き上げを妨げる構造的な欠陥があります。この問題の解決は、最低賃金の全国一律制度の実現です。最低賃金法を改正し、誰でも、どこでもふつうに働けば人間らしい暮らしができ、若者の経済的自立を促し、家族形成が現実と思える社会にかえることが、人口減少社会に歯止めをかける確かな道となります。

あわせて、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置のほか、原材料高騰・人件費増分を正當に価格転嫁できるよう公正取引ルールを充実させること、そのための法整備・体制を拡充・強化することが求められています。

このような情勢で、最低賃金や審議会の在り方等について下記のとおり要請します。

記

- 1) 最低賃金を全国一律制度とし、法が要請する「健康で文化的」「人たるに値する」生活ができるよう時給 1500 円以上とすること。

急激な物価高騰など生計費負担が増加する時は、速やかに再改定の措置を行なう

賃金引き上げに伴う中小企業・小規模事業者への支援策は、生産性向上のための投資と
し、賃金引き上げに対する直接的支援(賃金補助・社会保障減免等)を行うこと。

また、昨年の審議会答申で要望のあった中小企業・小規模事業者対策についてどのような
対応が行われたのか、昨年度の業務改善助成金の利用状況も含め、お聞かせください。

- 3) 最賃審議委員の公正な任命を行うこと。
- 4) 審議会及び専門部会を公開すること。また、審議会・専門部会の議事録を遅滞なく公開すること。
- 5) 審議会の傍聴人数について、上限を撤廃するとともに、オンラインでの傍聴を可能にすること。

以上

(別紙1)

徳 島 労 働 局労働局長 亀井 崇 殿

最低賃金いつでもどこでも 1500 円の実現を求める要請書

貴職のご発展に敬意を表します。

私たちは「JAL 不当解雇撤回と全国一律最賃 1500 円の実現を求める四国キャラバン実行委員会」でございます。

さて、いま私たちの周りには「1 万か所を超える子供食堂の実態」にみられるように貧困と格差が拡大し、過労死、少子高齢化が大きな社会問題となっています。その最大の要因は、2000 万人を超える非正規労働者の無権利・低賃金問題です。私たちはこの問題の解決には最低賃金の大幅な引上げが最も有効であると考えています。低賃金で働く 2000 万人非正規労働者の多くが「結婚できない」、「子供が作れない」、「子供にご飯が食べさせられない」という悲惨な生活実態、労働実態に置かれています。その上にお米を中心とする昨年来の物価の高騰は実質賃金の低下を招き、彼ら彼女らにさらなる大きな生活苦と困難を強いています。

私たちは「最低賃金の大幅引上げ」を貴職に求めてきました。その結果、昨年は「最賃徳島ショック」等前向きな取り組みが全国的に広がってきました。が、まだまだ不十分です。非正規労働者の生活の維持改善はもっぱら最低賃金の引き上げを待つほかなく、彼ら彼女らの生活実態を無視することは非人道的とのそしりを免れません。石破首相は「2000 年代に最低賃金を 1500 円に引き上げる」と言っていますが、その感覚の鈍さに怒りさえ覚えます。改めて最低賃金の「大幅引き上げ」を求めるとともに、最低賃金制度の改善を以下のように求めます。

記

1. 地域別最低賃金を「2000 年代に 1500 円実現」ではおそすぎます。直ちに時給 1500 円とすること。
2. 生涯 2000 万円～2500 万円にも達する最賃格差をなくし、東京一極集中現象、地方からの労働力人口流出、過疎促進現象をなくすこと。
3. 最低賃金の地域ランク制を廃止し、直ちに全国一律最賃制を実施すること。
4. 最低賃金の引き上げに伴う中小企業に対する支援は、社会保険料の減免など国の責任を明確にするとともに、公的支援は簡素でわかりやすい制度とすること。
5. 中央、地方の最低賃金審議会の公開原則を本審だけでなく専門部会にまで拡充すること。
6. 最賃審議委員は全ナショナルセンター（連合、全労連、全労協）から最低 1 人は選出できる仕組みにすること。

2025 年 6 月 3 日

JAL 不当解雇撤回・最賃 1500 円実現四国キャラバン実行委員会
共同代表・谷 英樹（最低賃金の大幅引き上げ CP 委員会四国代表委員）

以 上